最高検察庁検事 河井信太郎に対する検察官適格審査会の審査に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十四年七月十九日

提出者 池田正之輔

議院議長 松田竹千代殿

衆

\_

## 最 高 検 察 庁 検 事 河 井 信 太 郎 に 対 す る 検 察 官 適 格 審 査 会 $\mathcal{O}$ 審 査 に 関 す る 質 問 主 意 書

本 員 は 昭 和 兀 十三 年 十 二 月 兀 日 最 高 検 察 庁 検 事 河 井 信 太 郎 を  $\neg$ 検 察 官  $\mathcal{O}$ 職 務 権 限 を 乱 用

著 L < 人 権 を じ ゆ Ś り  $\lambda$ し、 極 度 に 玉 民  $\mathcal{O}$ 検 祭に 対 す る 不信 感 لح 疑 惑 を V だ カン め、 検 察 官

性 を 審 査 L 7 直 5 に 懲 戒 免 職 せ 5 れ る ょ う 検 察 官 適 格 審 査 会 に 申 <u>\f</u> を な L た ₽  $\mathcal{O}$ で あ る。

と

L

て

許

L

が

た

1

か

ず

カコ

ず

 $\mathcal{O}$ 

行

為

で

あ

つ

たし

( 別

紙

証

拠

書

類

添

付)

事

実

を

指

摘

L

て、

同

検

事

 $\mathcal{O}$ 

適

格

な 5 L ず、 か る 当 に、 然 八 な 筃 す べ 月 き 余 調 を 経 査 t 過 な L 7  $\lambda$ 5 1 る  $\mathcal{O}$ に 手 続 £ さ か え か な わ さ 5 ず、 れ ず 今 今 日 日 ま な で お 放 な 置  $\lambda$ 5 さ れ  $\mathcal{O}$ 審 7 き 査 た 12 付 さ れ な 1  $\mathcal{O}$ 

か <  $\mathcal{O}$ ごときこと は な W 5 か  $\mathcal{O}$ 政 治 的 圧 力 か、 法 務 省 内 部  $\mathcal{O}$ 勢 力 関 係 か 5 故 意 に 本 件 審 査

を

4

引 き  $\mathcal{O}$ ば L 7 1 る t  $\mathcal{O}$ と 考 えざ る を 得 な 1 ک لح は 誠 に 遺 憾 に 堪 え な 1

検 察官 は、 玉 家 権 力  $\mathcal{O}$ 最 ŧ 強 7 権 限 を 発 動 で きる国 家 行 政 機 構 上  $\mathcal{O}$ 重 一要な る 職 務 で あ る。 そ れ

ゆ え に、 検 察 庁 法 に ょ ŋ 身 分 0) 保 障 が なされ 7 7) る  $\mathcal{O}$ で あ る。 玉 家 権 力 を背景に、 公 益  $\mathcal{O}$ 代 表 لح

L 7 検 察 権 を 発 動 す る 官 職 だ け に、「 検察官とし て不不 . 適 格 で あ る لح  $\mathcal{O}$ 申 <u>\f</u> が な ž れ た 際 は す 4

P か に 同 適 格 審 査 会 を開 1 て 審査をとげ、 直ち に不適 者を排除し、 さら にその 結 果を国 民  $\mathcal{O}$ 前

に

明 5 か に することが、 法 治 国家として当然なすべ き責務 であ る。

L カゝ る に、 同 審 査 会は な んらなすことなく八 筃 . 月 余 も放置 してきたことは、 断じて許さるべき

でない。

よって、

検 察 官 適 格 審 査 会 令 に ょ れ ば 同 会 は 内 閣  $\mathcal{O}$ 所 管 に 属 し、 監 督 者 は 内 閣 総 理 大 臣 で あ

総 理 は、 本 件 申 <u>\\</u> に 対 L 1 か な る 報 告 をう け 6 れ た か、 さら に 審 査 に ŧ 付 さ れ な 7 ま ま 放 任

7 きた 理 由 に 0 ۲, て、 明 確 12 御 口 答 を 要 請 す う。 。

玉 家 及び 国民にとつて検察官 0 非 行を指 摘 し、 その処分を求め得る唯 の機 関 は、 検察官適

格 審 査 会 で あ る。 従 0 て、 同 審 査 会  $\mathcal{O}$ 職 責 は き わ  $\emptyset$ て 重 大 で あることをあ えて 付 言 L て お <\_

総 理 は、 本 件 のごとき申 立 が なされ た 際、 لخ (T) よう な 指 示 をす る 所 存 か、 明 確 な る 口 答 を な

されたい。

 $\equiv$ 法 務 大臣 は、 本 件 申 立等、 河 . 井検 事に関する問題 は熟知 l てい るの みなら ず、 本職 は 本 件 申

<u>\f\</u> を なす ĺZ 際 L 特 12 会見を求 め、 す み やか なる適 格 審 査 لح 実 態  $\mathcal{O}$ 調 査 を あ わ せ 申 L 入 れ た

が れ に 対 Ļ 7 か な る 措 置 を なさ れ た か、 ま た 本 件  $\mathcal{O}$ 最 高 責 任 者 で あ る 総 理 大 臣 に 報 告 を

ま た 指 揮 を受 け た 有 無等 に 関 Ļ 経 過 並 び に そ 0 結 果 に 0 1 て 報告 を詳 細 に 口 答 せ 5 れ た

\ \ •

右質問する。

別 紙

証 拠 書 類 目

録

検察官適格 審 査 申 <u>\f\</u> 書

通

◇ 河 井信太 郎 最高 検察庁 検事 を、 検 察官  $\mathcal{O}$ 職 務 ジを 執 るに不 適格である非行事実を三項目十一の

実 例 を指 摘 L た 適 格 審 査 申 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 書

月 刊 現 代 昭 和 兀 十三 年  $\dot{+}$ 月 号

部

 $\Diamond$ 河 井 検 事 が 本 員  $\mathcal{O}$ 名 誉 を著 る L < 傷 つ け る論 文を 掲 載 L た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る。

月 刊 <u>二</u> 十 世 紀 昭 和 兀 + 兀 年 月 号

部

本 員 が、 河 井 検 事 を 名 誉 毀 損  $\mathcal{O}$ 罪 あ り と 東 京 地 検 に、 告 訴、 並 び に 東 京地 裁 に 謝罪広告 及び

損 害 賠 償 請 求  $\mathcal{O}$ 訴 訟 を 提 起 L た 理 由 を 述べ た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る。

四、 月 刊 「二十世紀」 昭 和 匹 十三年 <u>+</u> -月号

部

七

五、日本文華社刊「黒幕政商たち」

六、

月

刊

軍

事

研

究

昭

和

兀

十三

年

<u>+</u> <u>-</u>

月

部

部

⇔右 匹、 五. 六 は 1 ず れ ŧ 元 読 売 新 聞 記 者三 田 和夫によつて、 昭 和三十二年十月 十八日 付  $\mathcal{O}$ 

読

売 新 聞  $\mathcal{O}$ 大誤 報 は、 河 井 検 事  $\mathcal{O}$ 発 言 か らだとい う論文が 掲載され てい るも  $\mathcal{O}$ で あ る。

七、宮島鎮治の上告趣意書(写)

⇔造 船 疑 獄 事 件 に 連 座 L た 宮 島 が、 担 当  $\mathcal{O}$ 小 松 検 事 に 供 述 L た 献 金を受 け た 政 治 家 の氏 名 (吉

通

田 茂 等) を、 同 人  $\mathcal{O}$ 目 前 で、 泂 井 検 事 に ょ つ て 抹 消 さ れ た 事 実 を 記 載 て あ る ŧ  $\mathcal{O}_{\circ}$ 

八、楢崎敏雄の陳述書 (写)

右  $\mathcal{O}$ 者 は 元 総 武 開 発 株 式 会 社 代 表 取 締 役 で、 東 京 都 議 に 贈 賄 L た 疑 7 で 東 京 地 検 に 逮 捕 さ れ

通

た 者 で あ る が 河 井 検 事 لح 前 記 会 社  $\mathcal{O}$ 実 力 者 平 和 相 互 銀 行 頭 取 小 宮 Щ 英蔵 との 交友が 事 件 指

揮 12 際 L て多大な疑 惑が ある旨 陳 述し 署 名捺 印 L た ŧ ので あ る。

九、 申 立 人 0 法 務大 臣 宛 公 開質 間 状 (写)

本

員 が 昭 和 匹 十三 年 七 月 一 日 付で 法 務 大 臣 宛に 検 察 首 脳 通 部  $\mathcal{O}$ 員 が 被 疑 者 に 弁

護

士 を

あ つせん L た 事 実 が あると指摘し公開で 回答を求め た文 書

 $\circ$ 宮 島 鎮 治 0 玉 [会議 員宛 の陳 情 書

通

◇ 前 記、 宮 |島が、 昭 和 四十三年十 · 月 五日付にて、 衆参両院法務委員長宛に、 河井検事に弁護士

を あつせんされ た旨 訴えている文書

週 刊 新 潮 昭 和 匹 + 年十月二十二日 号

通

◇河 井 検 事 が 国 際 興 業 小 佐 野 賢治に二女 0) 就 職を依 頼 し、 同 社 に 就 職 せ L め た 事 実を掲 載

7 1 る Ł  $\mathcal{O}$ で あ る。

田 中 彰 治  $\mathcal{O}$ 陳 述 書 (写)

通

◇ 同 人が拘禁され てい 、 た 間、 高橋英吉弁護士を通じ、 河井検事が、 弁護士を推せんしてきた事

実を陳 述 し、 署 名 捺 印 L た ŧ  $O_{\circ}$ 

Щ <sub></sub>屋 八 万 雄  $\mathcal{O}$ 陳 述 書 通

である。

◇ 同

人が平井義一

氏

を介して河井検事と二回に亘つて会食した事実を陳述し署名捺印したもの

四、一 週刊新潮」 昭和四十三年十一月十六日号

部

◇宮島が造 船疑 件の 服役をすませて出 . 所 し た直後、 河 1井検事 の招待で、 二回に亘り会食し

た 事 実 を宮 島 談 話 とし て掲 載 L てい るも  $\mathcal{O}$ で 、ある。

五、 宮 島 鎮 治 0 陳 述 書

通

◇被告 で あ **つ** た宮 島 に 河 井検事 が、 自分の著書を買 į, 取らせ た事 実を陳述し、 署名捺印 した文

書。